

## Q かもメールで議会報告 後援会名簿（不特定多数でなく）の方に送るのは「寄付行為」に当たるのか？

A 総務省 選挙課 つじかわさんの見解 TEL03-5253-5111(代表)

- ・ただちに問題にはならない。寄付・買収ではない。  
ただし、当たっているハガキだけ選んで送るのは×  
また、選挙が近いと「売名行為」や「事前運動」と誤解される可能性がある  
どう見られるか
- ・議会報告は政治活動だからとくだんの問題はない  
ただし、「次の選挙でよろしく」などの文は×

A 茨城県選挙管理委員会 大森さんの見解 TEL029-301-2462

- ・ただちにあたらないが、かもメールを使う必要があるのか？  
公職選挙法を再度見て返答する→ 一端切る

折り返し

- ・「かもメール」くじつきハガキを通信に用いるのは、  
法第199条の2の「寄付行為」にはあたらない
- ・議会報告の内容は、法147条の2に注意すること  
時期、内容、送付の枚数など事前運動とみなされないように注意  
いつまでとか何枚までということは選管では判断できない  
→ 警察が総合的にみて判断する  
時候の挨拶は×

### 【公職選挙法】

(あいさつ状の禁止)

第一百四十七条の二 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）は、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域）内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状（電報その他これに類するものを含む。）を出してはならない。

(公職の候補者等の寄附の禁止)

第一百九十九条の二 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。）は、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域。以下この条において同じ。）内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者等の親族に対してする場合及び当該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会（参加者に対して饗応接待（通常用いられる程度の食事の提